

審査の結果の要旨

氏名 後藤 智香子

本論文は郊外既成住宅市街地において、住民主体により私有空間を有効に公益的もしくは共益的に利用できるようにしている自治体の近年の取り組みに着目し、こうした取り組みが郊外既成住宅市街地における住居や生活の場を取り巻く物的環境の質を維持向上させると共に、地域住民の社会的関係の構築など、非物的環境の質をも向上させることが可能であることを明示的に示すことを目的としている。そのために、3つの事例に関して詳細な実態調査にもとづいて、活動の成果と課題を明らかにすることをおこなっている。

論文は6つの章から成っている。

第1章は、研究の枠組みに関して、研究の目的を明らかにすると共に各種の既往研究を示し、住環境整備に関する事業の歴史を示している。また、研究の着眼点として、①私有空間を公開するという所有者の発意をいかに誘発するか、②私有空間を公共的に利用できる空間としていかに転換するか、③私有空間の公共的利用をいかに持続させるか、という3つの問いかけをおこない、以後の研究の枠組みとしている。

第2章は、本研究の中核となる事例をいかに抽出するかを論じた章である。まず、建築の内部空間、外部空間を対象とした事例、さらに非建ぺい地を対象とした事例とに分類して多様な事例を博捜し、その中でいかに論じる3事例を抽出する経過を明らかにしている。

第3章は、住宅の公開を通じたコミュニティ施設づくりの事例として、(財)世田谷トラストまちづくりによる「地域共生のいえづくり支援事業」をとりあげ、その制度設計の詳細を明らかにし、さらに運用実態に関して5つのケーススタディによってその詳細を明らかにしている。

第4章は、庭先の公開を通じた街並みづくりの事例として、戸田市による「三軒協定制度」をとりあげ、第3章と同様に、制度設計の詳細、運用実態の分析を4つのケーススタディによって精緻に明らかにしている。

第5章は、緑地の公開を通じたオープンスペースづくりの事例として、都市緑地法に定められる「市民緑地制度」を対象に、全国10カ所のケーススタディを通じて、制度の実際を詳細に明らかにしている。

以上の事例研究をもとに、最終の結章では、3つの事例研究の総括をおこなった後、冒頭に述べた研究の3つの着眼点に即した結論を述べている。すなわち、①所有者の社会貢献意識へ働きかける契機づくりとその前に立ちはだかるいくつかの障害を明らかにし、その

克服施策を論じている。②所有者と利用者の適切なマッチングの手法をあきらかにし、それによって私有空間の公共的利用への転換を可能とする方策を示している。さらに、空間整備の具体的な支援策と運営方法を明らかにしている。③私有空間の公共的利用の持続のためには、拘束の緩い管理運営手法の提案をおこなっている。

以上、本論文は、近年関心が高まっている「小さな公共」という理念に関して、その内実を初めて具体的実証的に明らかにし、その今後の進展に向けた建設的な提言をおこなっている点において、実務的に非常に有用であり、他に例を見ないおおきな社会貢献をおこなっていると言える。

よって本論文は博士（工学）の学位申請論文として合格と認められる。